

2008年2月1日

ニューファイナンス株式会社

代表取締役 新井 博雄 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

<連絡先>

〒540-6591 大阪府中央区大手前 1-7-31

OMMビル 1階大阪府消費生活センター内

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

事務局 (担当 西島)

TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730

メール info@kc-s.or.jp

ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

申 入 書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を迎えて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、また訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体、消費者問題に取り組む個人等によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

当団体において、貴社の「借用証書」を検討したところ、契約条項等について消費者契約法その他の法律に反し不当と思われる点があると判断しました。よって、当団体は、貴社に対し下記のとおり申し入れます。つきましては、本申入に対する貴社のご回答を、来る2008年2月15日までに、書面にて当団体事務局まで送付頂きますようお願いいたします。貴社の誠実、真摯な対応を期待します。

なお、既に貴社にご連絡致しておりますとおり、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容、及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当団体ホームページ等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。

第1 申入の趣旨

1. 貴社の借用証書の契約条項11条のうち、早期完済違約金（期限の利益喪失時の違約金を含む）を定める部分の使用を停止し、契約書面から当該規定部分を削除することを求める。
2. 貴社の借用証書の契約条項2条本文及び（1）（2）において、消費者（債務者）が1回でも元金又は利息の支払いを怠った時は、当該契約に基づく債務のみにとどまらず消費者（債務者）が貴社に対して負担する一切の債務について、貴社からなんらの通知・催告がなくとも、期限の利益を喪失する旨を定める規定の使用を停止し、契約書面から当該規定部分を削除すること、及び、消費者の権利を不当に制限することのないよう、当該規定の是正を求める。
3. 貴社の借用証書の契約条項1条⑧賠償額の予定欄において、遅延損害金の利率を年率29.20%と定める部分の使用を停止し、当該規定を削除したうえで、利息制限法を遵守した利率に改めることを求める。
4. 契約書類を、一般消費者にとって契約内容の視認性が高いものとし、かつ、契約内容を明確かつ平易に改め、消費者にとって予期できない不利益をもたらさぬよう、契約締結に必要な情報が消費者に対し十分に提供されるよう求める。
5. 不動産を担保として徴求した場合、借主の収入・返済能力を超えた金員を貸し付けることなく、債務者が不動産の処分を要することなく返済が可能であるかどうか十分に審査を行い、安易な不動産担保貸付けを行わないよう配慮することを求める。

貴社「借用証書」該当部分

11条

貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部を償還することができるものとします。この場合は、償還する残元金に対する3パーセントの違約金を負担します。又、第2項(期限の利益の喪失)により貸付金の全部を償還する場合も同様とします。

2条

この契約成立後、債務者および連帯保証人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴社から通知催告がなくとも、貴社に対する一切の債務について当然に弁済期限の利益を失い残債務全部を直ちに弁済します。

- (1) 貴社に対する他の債務の履行を怠ったとき。
- (2) 一回にても、元金又は利息の支払いを怠ったとき。

1条⑧ 賠償額の予定

期限後、又は期限の利益を失ったときは、その翌日以降完済に至るまで年率29.20%の遅延損害金を支払います（年365日の日割計算）。

第2 申入の理由

1 被害実態

(1) 京都地裁平成19年8月10日判決（原審亀岡簡易裁判所平成19年3月15日判決）
同判決によると、貴社は、以下のとおり貸付けをしました。

① 第1貸付

貸付日 平成17年7月21日

貸付額 金50万円

利息 年29.2%（年365日の日割計算）

期限の利益喪失特約 利息の支払いを一度でも怠ると期限の利益を喪失する旨の特約

早期完済特約 貸付日から起算して15日未満で完済になる場合には、貸付け日数を15日として利息計算する

返済方法 最終返済日を平成20年7月20日とする自由返済

遅延損害金 年29.2%

② 第2貸付

貸付日 同年8月3日

貸付額 金1100万円

利息 年12%

期限の利益喪失特約 ①に同じ

早期完済特約 貸付日の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全部を償還する場合、償還する残元本に対する3%の違約金を負担する。期限の利益喪失により貸付金の全部を償還する場合も同様である。）

遅延損害金 年29.2%

そして、同年8月4日、第1貸付につき、利息制限法超過の利息と早期完済特約に基づく利息を、同年12月2日、第2貸付につき、利息制限法超過の遅延損害金と早期完済特約に基づく違約金を借主に各支払わせました。

貴社のこれら利息・遅延損害金・違約金の徴求については、利息制限法に違反する部分については無効とされており、とりわけ第2貸付における早期完済特約に基づく違約金の定めは全部無効とされています。

(2) 貴社営業所所在地

貴社は、下記のとおり、京都市内をはじめ、福井県、滋賀県、三重県に営業所を有し、これらの営業所において、広く消費者を対象とする貸金業を営んでおられます。

記

- ・京都市左京区山端川端町4-4
- ・京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町501
- ・福井県福井市中央1丁目3-8

- ・滋賀県大津市中央2丁目5-13
- ・滋賀県彦根市大東町1-1
- ・三重県四日市市三栄町3-14-205

2 申入の趣旨1. について ～早期完済違約金規定～

(1) 貴社契約条項11条は、「貸付金の返済期日が到来する前に、貸付金額の全部を償還することができるものとします。この場合は、償還する残元金に対する3%の違約金を負担します。又、第2項(期限の利益の喪失)により、貸付金の全部を償還する場合も同様とします。」と規定しています

この規定を、例えば貸金額100万円、年利12%(前記1項(1)訴訟事例における第2貸付で採用されていた利率)、貸し付けから30日目に期限前返済した場合を想定して適用すると、借主は、30日間の約定利息金10,191円と早期完済違約金として残元本の3%に相当する3万円を合算した合計金30,191円を支払わなければならないこととなりますが、この場合、元本に対する利率は年利約47.32%となります。これは利息制限法のみならず出資法にも違反する違法金利であって、消費者契約法10条に違反すると考えます。

ちなみに、金100万円を平成19年4月1日に貸付け、以下の各日に返済した場合の実質年率を返済時期によって比較すると以下のとおりとなります(単位円)。

貸付額	1,000,000					
利率	12%					
貸付日	H19.4.1					
返済日	H19.4.2	H19.4.15	H19.5.1	H19.5.15	H19.6.1	H19.6.15
利息	657	4,931	10,191	14,794	20,383	24,986
手数料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
利息+手数料	30,657	34,931	40,191	44,794	50,383	54,986
実質年利	559.49%	85.00%	47.32%	36.33%	29.66%	26.41%

(2) また、そもそも違約金名下にかかる高利の利息を徴求することは、実質的には借主の早期完済を事実上困難にするものです。

そもそも、金銭消費貸借契約においては、たとえ利息が発生する場合であろうとも、期限の利益は借主のために存在するものと解されます。加えて、貴社は貴社契約条項11条第1文において、「貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全額を償還することができるものとします。」と明記しているのですから、貴社との金銭消費貸借契約においては、期限の利益は専ら借主のために存在していることは明らかです。したがって、借主は、民法の規定によればいつでも期限の利益を放棄して返済期限前に完済することが可能であるにもかかわらず、実質的にこれを妨げて

いる貴社の早期完済違約金規定は、消費者契約法10条に反し無効と考えます。

- (3) 貴社は、前記1項(1)訴訟事例において、平成17年8月3日付貸付(同判決にいう「第2貸付」)の借主に対する返済方法を「自由返済」としながら、貴社契約条項11条において早期完済違約金の規定を定めています。自由返済に関する貴社の規定の詳細は以下のとおりです。

すなわち、貴社借用証書中の「左記契約説明Ⅱ 返済方式」において、イないしニの返済方式が列挙されており、契約条項1条①において、ニ「自由返済(約定日ごとに利息と元金最低支払額又は随意の元金を支払い、最終弁済日までに残元金を完済します)」と規定されています。そして、各回の支払金額については、契約条項1条④において「随意の元金と利息」と定められています。

これらの「自由返済」という契約内容に従えば、最終の弁済日までであれば、借主はいつでも自由に元金全額を支払うことが可能であると考えるのが通常です。すなわち、自由返済の場合に早期完済を云々する考え方自体が矛盾しており、さらに違約金まで発生するということとの整合性を見出すことは困難です。そもそも「自由返済」とは、貸金の元金について最終返済期限までに自由に返済できる返済方法をいうのであり、早期に完済したからといって、違約金を支払わなければならない性質のものではありません。一般的な消費者にとっても、「自由返済」であるにもかかわらず、返済期限到来前に完済した場合に違約金として経過利息以外の経済的負担を強いられる事態は、通常予測不可能です。したがって、貴社が「自由返済」を謳いながら、他方で、貴社契約条項11条第2文によって早期完済違約金を徴求することは、いわゆる「不意打ち条項」(契約の性質上、消費者が当該定めを予測することが困難な契約条項)です。

また、実質的になんら債務不履行行為等のない借主に損害賠償義務を課すものですから、民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して、消費者の義務を加重する条項であり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに該当します。

以上の見地からも、貴社の早期完済違約金規定は、消費者契約法10条に違反し、無効と考えます。

- (4) 仮に、返済方法として「自由返済」が選択されない場合であっても、以下のとおり、早期完済違約金の規定そのものが消費者契約法9条の趣旨もしくは同法10条に違反し、無効であると考えます。

- i) そもそも、金銭消費貸借契約においては、残元金とそれまでの経過利息の合計額を支払うことによって、その時点で債務の本旨に従った履行となり、それ以上の弁済の必要はないと考えられます。

なぜならば、前述したとおり、金銭消費貸借契約における期限の利益は借主のために存在するものであって、借主は期限の利益を放棄して、期限到来前に元本に返済時までの経過利息を付して貸主に弁済すれば良く、期限到来時までの利息を付す必要はないと考えられるからです(前述書、注釈民法(4)403頁)。判例においても、売買代金の弁済につき一定期限と利息を付しているときは、その期限の利益は債務者のために存するものとし、弁済時までの利息支払いをもって足りるとしています(大判大正7年3月20日判決)。

また、このように解しても、早期弁済を受けた貸し主にも、返済期限前に資金を回収できたことによる利益が生じる以上、なんら契約当事者間の公平を害するおそれはありません。

なお、民法136条2項但し書きは、期限の利益を放棄することによって、「相手方の利益を害することはできない。」と規定していますが、ここに規定されている相手方の利益とは、期限の利益もしくはそれに対する賠償ではありません。なぜなら、金銭消費貸借の貸主は元来期限の利益を有していないからです。ここで想定されているのは、せいぜい、債務が予期した時期より早く履行されたために経過利息の再計算を要する等、債権者としての受領のための経費が本来の時期に履行されて受領する場合よりも余計にかかった場合であって、違約金ではなく事務手数料相当額をいうに過ぎません。

さらに、貴社の場合、貴社契約条項11条第1文において、「貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金額の全額を償還することができるものとします。」と明記しており、期限の利益は専ら借主のために存在していることが、貴社の契約条項からも明らかであることは前述したとおりです。

ii) 金銭消費貸借契約における早期完済手数料の特約について、判例は、①特約が適用されると借り主が期限の利益を放棄して返済期限前に元金残額を返還しようとする場合、借入日から返還までの期間が短ければ短いほど支払うべき未経過利息は多額となること、②それによって出資法違反の過大な利率になること、③借主は当該特約の存在を知らず、貸主も借り主が特約に気づいていないことを知りながらあえて特約の存在を教えなかったことを総合勘案して、早期完済特約を「信義誠実の原則に照らして不当な約款であり、公序良俗に反して無効」と判断しています（大阪高裁平成8年1月23日判決）。

iii) さらに、金銭とは異なり、借り主から返還を受けたとしてもそれ自体で当然に利息のような利益が発生するとは言えない不動産の賃貸借契約においてすら、判例は、借り主が賃貸借期間中に賃貸借契約を解除した場合に賃借人が賃貸人に対して新賃借人が入居するまで賃料を支払う旨の約定の効力について、極めて慎重な態度を取っています。すなわち、約定を当然有効とするのではなく、当該約定に基づく権利行使が貸し主の権利乱用に当たるか否かを論じており、その際、貸し主が「相当な条件での本件建物賃借の申込があったのにこれを拒絶したとか、あるいは本件建物の賃借人を求める努力を一向にしなかったというような、本件建物による賃料収入をみずからとぎすような特段の事情があったことを認め」られないことをもって、権利濫用を否定する一要素としています（東京地裁昭和45年2月10日判決）。

金銭とは異なり、当然に利息等の果実を生じることが認められない不動産の賃貸借契約においては、期限の利益は貸主のためにも存在すると考えられますが、そのような不動産賃貸借においてすら、期限前返済時の貸主の得べかりし利益の補填に相当する損害賠償規定は、当然に有効とは解されておらず、権利乱用に及ばない範囲でしかその効力を認められていないのです。

iv) 翻って本件のような消費者を対象とする金銭消費貸借は、生産的な投資の目的のために行われることは少なく、消費的・非生産的な目的や理由のために行われることが多いと考えられます。この場合、もともと金銭をもたざる者が、不時の出費等をまかなうため、それによって利益を生

み出すあてのない支出にあてるために金銭を借り入れるのですから、利息はおろか元本の弁済でさえ相応の苦心をしてようやく果たしえる状況にあることは容易に推察されます。

このような場合、貸主と借主の関係は著しく不均衡となり、例えば高利貸しが借主の弱点に乗じて不合理な高利を貪る事態を引き起こす事につながります。このような社会的不都合を避けるため、社会政策的見地から利息制限法、貸金業規制法等、種々の立法規定があると考えられます。

したがって、これらの立法の趣旨を無にするがごとき規定は、社会的に許容されないと考えます。

- v) 以上の各点から、貴社の早期完済手数料規定は、仮にこれが「自由返済」の契約に適用されない場合であっても、消費者契約法10条に違反し、無効であると考えます。

すなわち、そもそも金銭消費貸借契約においては期限の利益は専ら借り主のために存しており借主は残元金と経過利息以外に債務を負うべき合理的理由がないうえ、早期に返済を受けた貸主は、当該資金を有効活用しうるにもかかわらず、従前の借主からも一律に残元金の3%もの利得を得ることは不当であり、さらには貴社の規定は利息制限法はおろか出資法にも反する高利の徴求を可能とするものであるからです。

また、消費者契約の解約時における損害金について定める消費者契約法9条の趣旨に照らしても、早期完済時の金利計算等手続に要する極めて僅かな費用を越えて、残元金の3%という算出方法による金銭の支払いを消費者に求める規定は、事業者が生じる平均的損害と全く関係のない負担を消費者に強いるものです。したがって、貴社の早期完済手数料規定は、消費者契約法9条1項の趣旨及び消費者契約法10条に反して無効であるとも考えられます。

- (5) また、純粋な早期完済の場合ではなく期限の利益を喪失した後に支払う場合であっても、そもそも期限の利益を喪失させて即時払いを求めることは、貴社の作成した契約条項に基づき貴社の都合で行っていることであるにもかかわらず、期限の利益の喪失を理由として早期に弁済を行った借主に対し、期限の利益喪失後の遅延損害金とは別に違約金を徴求することは、一般消費者にとって予測困難な負担を強いるものであるとともに、利息制限法の趣旨を潜脱するものです。

したがって、貴社契約条項11条第3文もまた、消費者契約法10条に違反する「不意打ち条項」であるとともに、利息制限法の趣旨を潜脱する不当な規定であると考えます。

- (6) したがって、当団体は、貴社に対して、消費者契約法第12条3項に基づく差止請求として、貴社の借用証書の契約条項11条のうち、早期完済違約金（期限の利益喪失時の違約金を含む）を定める規定部分（添付の貴社借用証書の場合、その第11条第2文及び第3文）の使用を停止し、契約書面から当該規定部分を削除することを求めます。

3 申入の趣旨2. について ～過酷な期限の利益喪失事由の規定～

- (1) 貴社契約条項2条には、期限の利益喪失事由の定めがあり、その(2)には「一回にても、元金又は利息の支払を怠ったとき。」と規定され、その場合貴社から何らの通知催告を要さず、債務者は期限の利益を失い、残債務全額を支払わなければならないと規定されています。

しかしながら、本来、借主が期限の利益を喪失する場合は、民法第137条に規定する一

定の場合に限定されているところ、上記条項はこれに比し、消費者である借主に不利益な権利義務関係を定めている契約条項に該当します。

- (2) 借主の返済期間は長期にわたる場合が多く、その間にはうっかり返済期限を途過してしまう場合もあります。もし、そのような場合にまで上記のような義務が借主に課されるとすれば、借主にとってその不利益の度合いは大きく、借主が契約にあたり、本条項の修正を交渉する余地のないこととも相まって、借主の期限の利益を不当に奪う条項であり、消費者契約法10条に違反する無効な条項であると考えます。

加えて、貴社契約条項は、期限の利益を喪失する範囲を当該契約のみならず、当該契約とは関係のない全く別個の契約に基づくものを含め、当該時点において借主が貴社に対して負担している一切に債務に及ぼしており、消費者である借主にとって極めて過酷な契約条項であることは明らかです。

- (3) したがって、当団体は、貴社に対して、消費者契約法第12条3項に基づく差止請求として、貴社の借用証書の契約条項2条本文及び(1)(2)において、消費者(債務者)が1回でも元金又は利息の支払いを怠った時は、貴社からなんらの通知・催告がなくとも、当該契約に基づく債務のみにとどまらず消費者(債務者)が貴社に対して負担する一切の債務について、期限の利益を喪失する旨を定める規定の使用を停止し、契約書面から当該規定部分を削除すること、及び、消費者の権利を不当に制限することのないよう当該規定を是正することを求めます。

4 申入の趣旨3. について 利息制限法違反の遅延損害金規定～

貴社は、前記1項(1)訴訟事例における第2貸付において、元本金1100万円の貸付に関し、遅延損害金の利率を年29.2%としています。同利率は、それ自体利息制限法に違反します。

また、当団体が入手した資料によれば、貴社の借用証書においてはいずれも賠償額の予定利率は29.2%と記入されていました。これは、貸付元本が10万円以上100万円未満の場合は26.28%を越える部分について、元本が100万円以上の場合は21.9%を越える部分について、利息制限法に違反します。

したがって、当団体は、貴社に対し、貴社の借用証書の契約条項1条⑧賠償額の予定欄において、遅延損害金の利率を年率29.20%と定める部分の使用を停止し、当該規定を削除したうえで、利息制限法を遵守した利率に改めることを求めます。

5 申入れの趣旨4. について ～説明義務遵守の必要性～

- (1) 消費者契約法1条は「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ」と、本法の趣旨を規定した上で、3条に「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなけ

ればならない」と規定し、事業者に対して①契約内容の明確化平易化義務、②契約内容に関し必要な情報の提供義務を課しています。また、消費者基本法も同様、その1条において「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ」と、本法の趣旨を規定した上で、5条に事業者の責務として①消費者との取引における公正の確保、②消費者に対し、必要な情報を明確平易に提供すること、③消費者の知識、経験及び財産の状況等への配慮、などを規定しています。

(2) また、特定商取引法においては、クーリングオフの効果等に関する事項等、重要な部分については、赤枠で囲み、赤字で記載し、書面全般に関し日本工業規格Z 8035に規定する8ポイント以上の文字・数字を使用しなければならない(省令5条2項及び3項)などの規定が設けられています。

(3) さらに、全国銀行協会は、「消費者との契約のあり方に関する留意事項」のなかの契約書・約款等の作成にあたっては、消費者契約法関連規定の趣旨を十分踏まえて規定することを謳っています。

(4) 上記法律や規定の趣旨に反して、貴社の借用証書は、以下のとおり、契約の一方当事者である消費者にとって、非常に理解し難いものとなっています。

ア 条項1. の金銭の受領および下記契約事項(枠内で表示)されている文字の大きさと比べ、契約条項2. ないし11. 並びに13. 及び14. の文字の大きさはきわめて小さくなっており、非常に見づらい。

イ また借用証書の各条項の構成においても、枠内の条項1. ⑧の賠償額の予定以外に、枠外の条項11. で更なる違約金の負担を規定している(そして、その規定が条項2. にて期限の利益を喪失した場合にも適用されるとして、2度、3度と契約条項を読み返さなければならない仕組みとなっている)点、あるいは、返済方式として、自由返済方式と説明があるにもかかわらず、条項11. の早期完済違約金特約という矛盾(自由返済方式であれば、債務者は本来、少なくとも元金についてはいついくら支払うかは自由であり、早期返済とその場合の違約金の負担が規定されることとの整合性が付かない)した条項が併記されている点など、一般の消費者(債務者)にとって非常に重要な部分が、非常にわかりにくい場所に、かつ、非常に小さな文字で記載されている。

(5) したがって、当団体は、貴社に対し、より契約内容を明確かつ平易に改め、消費者にとって予期できない不利益をもたらさぬよう、契約締結に必要な情報が消費者に対し十分に提供されるよう求めます。

6. 申入れの趣旨5. について ～安易な不動産担保徴求をしないこと～

(1) 金融庁が定める貸金業規制法に関する事務ガイドライン(以下「ガイドライン」という)3-2-1(5)では物的担保を徴求しての貸付けの場合に、「物的担保を徴求して貸付けを行おうとするときは、資金需要者の収入、事業計画、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況、その返済計画および金利など当該貸付けの条件等にかんがみて、当該担保物件を換

価しなくても返済しうるか否かを調査し、その結果を書面に記録すること。なお、当該担保物件を換価せずに返済しうると認められない場合には、資金需要者が当該担保物件の換価の時期や換価後の生活方法について明確かつ具体的な認識を有していることを確認し、その内容も合わせて記録すること。」とし、借主からの返済につき、安易に不動産からの回収に頼らないようにする旨示されています。

- (2) 昨今、多重債務に陥った債務者に対し、その返済資金を融資して、債務者に一括返済させるいわゆる「おまとめローン」については、①融資広告において、あたかも消費者が、利息制限法超過利息の返済義務を負うとの誤解を与える内容の広告がなされていること、②利息制限法に基づく引き直し計算の結果、債務が圧縮される可能性がある旨の説明がないままに融資がなされ、結果、借主が利息制限法に基づく引き直し計算を行う機会を失うおそれがあること、③多重債務者の現状を十分に反映しないままに安易な与信審査に基づいて融資が行われ、結果、抜本的な多重債務の解決とならない場合があること、④借主が返済不能となった場合、融資形態によっては不動産（特に居住用）や保証人に対する二次被害が発生すること、など様々な問題点が指摘されています。特に、その中でも不動産担保による融資においては、安易な不動産担保貸付による過剰融資が行われ、結果、居住用不動産を失う結果となる事例も存在しており、それによって借主が被る不利益は非常に大きいと言わざるを得ません。
- (3) 貴社の行っている不動産担保融資も、当団体に寄せられた事例には、他の消費者金融業者からの借換え事例もあり、貴社において、上記(2)①ないし④で指摘した問題点を含んだ融資に取り組んでおられることは明らかです。
- (4) したがって、当団体は、貴社に対し、借主の収入・返済能力を超えた金員を貸し付けることのないよう、不動産の処分を要することなく返済が可能であるかどうか十分に審査を行い、安易に不動産担保融資を行わないよう求めます。

以 上